

令和5年11月16日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

令和5年(行ウ)第1号 政務活動費返還請求事件

口頭弁論終結日 令和5年8月7日

判 決

5

金沢市

原 告

金沢市鞍月1丁目1番地

被 告

石川県知事 駆 浩

同訴訟代理人弁護士

小堀秀行

同

森真一

同 指定代理人

東高帆

同

橋志

同

福久也

同

山加奈

同

島拓子

10

15

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

20

第1 請求

被告は、別表記載の番号1から3までの「議員氏名」欄記載の者に対し、それぞれ、対応する同表「違法支出額合計」欄記載の金額及びこれに対する令和4年5月3日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払うよう請求せよ。

25

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、石川県（以下、単に「県」ということがある。）の住民である原告が、
石川県議会（以下、単に「議会」ということがある。）の議員である別表「議員
氏名」欄記載の議員ら（以下「本件各議員」といい、個別に表示するときは同
欄【 】内の略称による。）が令和3年度に県から交付を受けた政務活動費を支
出したことについて、本件各議員に対応する同表「違法支出額合計」欄記載の
金額の支出は違法であり、これに相当する金員を県に対して不当利得として返
還すべきところ、被告がその返還請求を違法に怠っていると主張して、地方自
治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、本件各議員に対して上記
不当利得の返還及びこれに対する令和4年5月3日（令和3年度の政務活動費
に係る収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまで民法所定の年3パーセ
ントの割合による遅延損害金の支払を請求するよう求める住民訴訟である。

2 関係法令等の定め

（1）地方自治法

100条14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その
議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部とし
て、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付するこ
ができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交
付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条
例で定めなければならない。

100条15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例
の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を
議長に提出するものとする。

100条16項 議長は、14項の政務活動費については、その使途の透
明性の確保に努めるものとする。

（2）石川県政務活動費の交付に関する条例（平成13年石川県条例第22号。 以下「本件条例」という。甲1）

1条 この条例は、地方自治法100条14項から16項までの規定により、石川県議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員に対し交付する政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

5

2条1項 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

10

2条2項 政務活動費は、本件条例別表（その一部は次の表のとおり）に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

| 政務活動に要する経費 | 内容 |
|------------|---------------------------------|
| 広聴広報費 | 会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費 |
| 事務費 | 会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 |
| 人件費 | 会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 |

3条 政務活動費は、議会における会派及びその所属議員に対し交付する。

4条1項 政務活動費の額は、議員1人当たり月額30万円とする。

15

9条1項 会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、本件条例別記様式により毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

9条4項 会派の代表者及びその所属議員は、前3項の規定により収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出

に係る領収書その他の支出を証する書面（以下「証拠書類」ということがある。）の写しを併せて提出しなければならない。

10条 会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務活動費に係る収入の総額からその年度において行った政務活動費に係る支出（本件条例別表に定める政務活動に要する経費に充てたものに限る。）の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

12条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（3）石川県政務活動費運用基準（マニュアル）

「石川県政務活動費運用基準（マニュアル）」（以下「本件マニュアル」という。甲3）は、石川県議会が制定し、令和2年4月に改訂したものであり、その定め（一部抜粋）は別紙6「石川県政務活動費運用基準（マニュアル）」のとおりである。

3 前提事実（当事者間に争いのない事実、当裁判所に顕著な事実並びに掲記の証拠（特に明記しない限り、枝番があるものは枝番を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）当事者等

ア 原告は、県の住民である。

イ 被告は、県の執行機関である。

ウ 本件各議員は、いずれも令和3年度中に議會議員の職にあった者である。

（2）政務活動費の交付及び支出

ア 県は、令和3年度分の政務活動費として、打出議員に対して354万円を、下沢議員及び川議員に対して各360万円を交付した（甲4～6）。

イ 本件各議員は、本件条例9条及び本件マニュアルに基づき、令和4年4

月30日までに、議長に対し、令和3年度の収支報告書及び証拠書類の写しを提出したが、いずれも、収支報告書において交付金額を超える政務活動費に係る支出額（打出議員は合計401万4629円、下沢議員は合計365万7704円、川議員は360万1293円）を計上し、交付金額の全額を上記支出に充当した旨を報告した。

政務活動報告書等の証拠書類においては、打出議員は別紙1の、下沢議員は別紙2、3の、川議員は別紙4、5の「支出年月日」、「支出内容」及び「支出額」欄記載のとおり費用を支出し（以下「本件各支出」という。）、そのうち「充当額」欄記載の額に政務活動費を充当した旨が記載されていた。なお、その際に提出された政務活動報告書以外の証拠書類は、別紙1～5の「支出証拠」欄記載のとおりである。（甲4～6、8～12、乙1～3、11、12）。

(3) 本件訴訟に至る経緯

原告は、令和4年12月7日、本件各議員が令和3年度中の政務活動費を充当した費用の中には充当が許されない違法な支出が含まれるなどと主張して、同支出に係る政務活動費の返還請求をするよう被告に勧告することを求める住民監査請求を行ったが、石川県監査委員は、令和5年2月2日付で、原告に対し、請求を棄却する旨の監査結果を通知した（甲7）。

原告は、令和5年3月3日、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著な事実）。

4 爭点

- (1) 本件各支出は政務活動費を充てることができないものか（争点1）
- (2) 本件各議員に不当利得が生じる場合の遅延損害金の起算日（争点2）

5 爭点に関する当事者の主張

- (1) 本件各支出は政務活動費を充てことができないものか（争点1）
(原告の主張)

本件各支出のうち別紙1～5の「充当額」欄記載の部分は、政務活動費を

充てることができないものである。その理由は、以下のとおりである。

ア 本件各議員が政務活動に要する経費であることを証する書面を提出していないこと（各経費共通）

本件条例2条1項、2項は、政務活動費は本件条例別表に定める政務活動に要する経費（以下「条例所定経費」）という。にのみ充てることと規定し、これを受け、9条1項は、議員に政務活動に係る収支報告書の提出を求め、同条4項は、政務活動の支出に係る書面の写しの提出を求めているから、本件条例は、収支報告書の提出に当たり、条例所定経費の支出であることを証する書面の提出を求めている。

しかし、本件各支出については、上記書面の提出がないから、条例所定経費の支出とは認められず、政務活動費を充てることができない。そうすると、別紙1～5における「充当額」欄の各支出は違法である。

イ 収入額を超える支出額を計上していること（各議員共通）

政務活動費は、政務活動に要する費用として交付され、政務活動費に要する経費に充てができるのであるから、未執行額がない場合には、その交付額と支出額は同じになるはずである。しかし、本件各議員は、収支報告書に収入額を超える支出額がある旨記載しており、政務活動費の用途管理がされていないから、本件各支出には条例所定経費以外の支出が含まれている。

ウ 打出議員の広聴広報費（別紙1）

打出議員は、別紙1番号1～14のとおり、「支出内容」を「有限会社ライターハウス」、「活動レポート」、「長3封筒」等として、県政報告誌（乙4～7。以下「本件報告誌」という。）の印刷代や郵送費等に要した費用の全額に政務活動費を充当した。

(ア) しかし、本件報告誌は収支報告書とともに提出されておらず、条例所定経費の支出であることを証する書面の提出がないのであるから、前記

アのとおり、条例所定経費の支出とは認められない。

(イ) 本件報告誌の制作等は、打出議員の広聴広報活動であるとともに宣伝活動である後援会活動でもあり、その宣伝効果は、本件報告誌が合計2万6021部郵送され、打出議員が議会議員選挙において9179票を得たことからも明らかであって、広聴広報活動に伴う付随的な効果にとどまらない。したがって、上記費用の全額につき広聴広報費として政務活動費を充当することは違法である。

エ 下沢議員及び川議員の事務費（別紙2、4）

下沢議員は別紙2番号1～12記載のとおり、川議員は別紙4番号1～10記載のとおり、自動車リース料の一部につき事務費として政務活動費を充当した。

しかし、自動車リース料は、本件条例別表にいう事務費に当たらない。本件マニュアルにおいて自動車リース料が事務費に当たると定められているとしても、本件マニュアルは本件条例の規定ではないから、自動車リース料が条例所定経費に当たることの根拠とならない。したがって、上記支出に政務活動費を充当することは違法である。

オ 下沢議員及び川議員の入件費（別表3、5）

下沢議員は別紙3の番号1～12のとおり、川議員は別紙5の番号1～12記載のとおり、職員の給与の2分の1につき、政務活動費を充当した。

しかし、上記職員が議員の政務活動を補助するために雇用されたことを証する文書が收支報告書とともに提出されていないから、前記アのとおり、その支出は条例所定経費の支出とは認められない。

(被告の主張)

ア 主張立証責任について

政務活動費の支出の使途基準不適合を理由とする不当利得返還請求訴訟においては、まず、原告側において使途基準に合致した政務活動費の支出

がされなかつたことを推認させる一般的、外形的な事実の存在を主張立証しなければならない。そして、上記の一般的、外形的な事実は、事実に即した個別具体的なものでなければならない。原告からは、上記の観点から本件各支出が違法であることを推認させる具体的な事実の主張立証がされているとはいえない。

イ 本件各議員が政務活動に要する経費であることを証する書面を提出していないこと（原告の主張ア）について

原告の主張を争う。本件条例上、支出した経費が「政務活動に要する経費」であることを証する書面の提出は求められておらず、当該書面の提出がないことは、上記アの一般的、外形的な事実に当たらない。

ウ 収入額を超える支出額を計上していること（原告の主張イ）について

原告の主張は否認する。

エ 打出議員の広聴広報費（原告の主張ウ）について

議員の広聴広報活動が、議員自身の宣伝活動としての効果を有することがあり得るとても、広聴広報活動に伴う副次的な効果にとどまる限り、広聴広報活動の本来的な役割を損なうものではないから、当該広聴広報活動に要した経費の全部が、議員の議会活動の基礎となる活動との間に合理的関連性を有する。本件報告誌には、議会における質疑応答の内容を中心に記載し、県政に対する県民の関心を喚起向上する内容となっており、広聴広報活動の本来的な役割、効果を果たしている。また、本件報告誌には、打出議員の写真が掲載されているものの、その面積は小さく、打出議員の宣伝に当たるものではなく、仮に宣伝活動としての効果があったとしても、広聴広報活動の本来的な役割や効果を損なうものではない。

オ 下沢議員及び川議員の事務費（原告の主張エ）について

議会は、本件条例の定める政務活動費の使途基準を具体化し、その細目を定めることにより、地方の実情を踏まえつつ政務活動費の使途の透明性

をより一層確保することを趣旨として、政務活動費の取扱いの基本指針を示す本件マニュアルを定めるところ、地方自治法や本件条例の趣旨に照らして、本件マニュアルの内容に不合理な点はない。本件マニュアル上、自動車リース料は事務費に該当すると記載されているから、下沢議員及び川議員が自動車リース料の一部に政務活動費を充当したことは適法である。

5 カ 下沢議員及び川議員の入件費（原告の主張）について

(ア) 下沢議員と本田との間の雇用契約書(乙11)には、雇用内容として「政務調査補助用務」等と記載されているから、本田は、同議員の政務活動を補助する職員である。

10 (イ) 川議員と金丸との間の雇用契約書(乙12)には、雇用内容として「政務活動に関する業務」等と記載されており、金丸は、同議員の政務活動を補助する職員である。

(2) 本件各議員に不当利得が生じる場合の遅延損害金の起算日（争点2）

（原告の主張）

15 県において、令和3年度の政務活動費は、概算払で支出している。令和3年度政務活動費の精算期限である令和4年4月30日までに、同会計年度の政務活動費は確定している。したがって、政務活動費の不当利得返還債務は確定期限付き債務であるといえるから、本件各議員は、違法に支出した政務活動費について、上記精算期限の翌日から支払済みまでの遅延損害金を支払う義務がある。

20 （被告の主張）

不当利得返還債務は期限の定めのない債務であるから、履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負うところ（民法412条3項）、本件各議員が令和3年度の政務活動費に関し返還請求を受けた事実はない。

25 したがって、仮に本件各議員が不当利得返還義務を負うとしても、上記精算期限の翌日から遅滞の責任を負うものではない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件各支出は政務活動費を充てることができないものか）について

(1) 政務活動費に関する支出の違法性の判断枠組み

ア 地方自治法100条14項は、普通地方公共団体は、議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができるものと規定しつつ、政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てすることができる経費の範囲については、条例で定めなければならないものと規定するにとどまり、同法自体に具体的な定めを設けていない。その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化する一方で、普通地方公共団体の実情に応じた運用を図るべく、議会の定める条例にその具体化を委ねることとしたものと解される。

そして、本件条例2条は、地方自治法の規定を受けて、政務活動費の交付対象となる政務活動の内容を規定し（1項）、政務活動に要する経費として、広聴広報費、事務費、人件費等を列挙して規定している（2項、本件条例別表）。

イ 政務活動費が上記アのとおり使途を限定して交付される公金であり、残余があれば返還しなければならない（本件条例10条）とされていることからすれば、政務活動費の交付を受けた議員が、当該年度において条例所定経費に当たらない経費の支出に政務活動費を充てた場合には、当該議員は、これらの支出に充てられた部分に相当する額について、県に対して不当利得返還義務を負うものというべきである。本件条例における条例所定経費の定めはやや抽象的なものにとどまるが、前記の地方自治法及び本件条例の趣旨に照らせば、経費の支出の対象となる行為が、その客観的な目的や性質に照らして、本件条例2条1項所定の政務活動との間に合理的關

連性を欠く場合には、条例所定経費に該当しない費用の支出に当たると解される（最高裁平成22年（行ヒ）第42号同25年1月25日第二小法廷判決・裁判集民事243号11頁参照）。

この点について、議会は、政務活動費の取扱いの基本指針を示す本件マニュアルを作成しているが、その趣旨・目的は、条例所定経費の内容を具体化し、その細目を定めることにより、地方の実情を踏まえつつ政務活動費の使途の透明性をより一層確保する点にあると解され、このような趣旨・目的は、政務活動に要する経費の定めを条例に委ね、議長が政務活動費の使途の透明性の確保を図るべきものとした地方自治法100条14項、16項及び本件条例12条等の規定の趣旨に合致する。また、本件マニュアルは、政務活動費を充当するのに適しない例（8項）や政務活動費使途基準表（9項）を定めるところ、その内容（別紙6）は、本件条例2条1項の政務活動との合理的関連性及び政務活動費の使途の透明性の確保を考慮したものであって、上記の地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらないから、その内容は、基本的に、条例所定経費に当たるか否かの解釈の指針として参考され得るものということができる。

ウ ところで、不当利得返還請求権の発生原因事実である法律上の原因がないことは、当該請求権があると主張する者において主張立証しなければならない。もっとも、議員が支出した政務活動費の詳細な使途や目的について住民が把握することは困難である場合も多いことや、政務活動費の交付を受けた議員等において收支報告書及び証拠書類を提出することをもって政務活動費の使途の透明性の確保を図っている本件条例の定めの趣旨等を考慮すると、原告において、本件各支出に関し、收支報告書及び証拠書類の内容等の事情から、条例所定経費に該当しない支出であることを推認させる一般的、外形的な事実を主張立証した場合には、当該支出が条例所定経費に該当しないものであることが事実上推認され、当該事実の主張立証

がされた場合は、被告においてこれを覆す適切な反証を行わない限り、条例所定経費に該当しない支出であると認められるというべきである。

(2) 本件各議員が政務活動に要する経費であることを証する書面を提出していないとの原告の主張について

ア 原告は、本件各支出に係る経費が条例所定経費であることを証する書面が提出されていないことを根拠に、本件各支出が条例所定経費の支出に当たらない旨を主張する。

イ しかし、本件条例9条4項は、議員は收支報告書に「政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」(証拠書類)を添付して議長に提出しなければならない旨を定めるところ、同項は、その文理に照らすと、政務活動費の支出に関し、金銭の授受を証する「領収書」を例として、支出の事実を裏付ける書面の写しの提出を求めていると解するのが相当であって、当該支出が条例所定経費であることを証する書面の写しの提出を求めているものとまでは解されない。また、前記(1)イのとおり政務活動費の使途の透明性を一層確保する目的で作成された本件マニュアルにおいても、賃貸借契約書、雇用契約書等の支出の根拠となる書類や活動の実態が分かる書類は、議員において整理・保管すべきものとされるものの、議長に提出すべきものとはされていない(5項(2))。

ウ したがって、本件各議員において、本件各支出が条例所定経費の支出に当たることを裏付ける書面を議長に提出していないことは、本件各支出につき本件条例及び本件マニュアルの内容に従った対応をとったことを示すものにすぎず、当該支出が条例所定経費に該当しない支出であることを推認させる一般的、外形的事実に当たらないというべきであるから、原告の上記主張は採用できない。

(3) 収入額を超える支出額を計上しているとの原告の主張について

ア 原告は、政務活動費の交付額と支出額は同額となるはずであり、收支報

告書における支出総額が交付額を上回った場合には条例所定経費以外の支出が含まれていると主張する。

イ しかし、本件条例の規定する政務活動費の交付方法は、事前に具体的な使途を特定し、支出前に審査の上政務活動費の交付の決定を行っているものではなく、会派又は議員に対して定額の政務活動費を交付した上で年度終了後に收支報告書を提出させ、政務活動費に充当されなかつた残額がある場合には返還させる（4条、9条、10条等参照）ことで、所定の額を上限として政務活動費に交付金を充てることを認めるものにすぎず、議員が交付金額を超える額を支出して政務活動を行うことを制限するものではない。

ウ したがって、政務活動費の支出額が交付金額を上回ったとしても、そのうちに条例所定経費に該当しない支出が含まれていることが推認できるものではないから、原告の主張は、採用できない。

(4) 打出議員の広聴広報費について

ア 条例所定経費のうち広聴広報費は、会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費をいうところ（本件条例2条2項及び別表）、当該経費に関する本件マニュアルの定めは、別紙6（8項、9項③）のとおりであり、「広聴」とは幅広く県民、地域住民等から意見を聴取することを想定すること、広報紙等の作成を外部委託する費用も政務活動費の交付対象となること、支出費目として印刷製本費、委託料等が挙げられるが、政務活動費の充当額はいずれも実費を基準とすること、他方で、後援会の広報紙等の印刷、発送等の経費は政務活動費を充当するのに適しないことなどが定められている。

イ 原告は、打出議員による本件報告誌の制作等は政務活動であるとともに打出議員自身の宣伝活動である後援会活動でもあり、その宣伝効果は広聴広報活動に伴う付随的な効果にとどまらないものであるから、その全額に

とができる。したがって、本件報告誌のデザインの外部委託に係る費用や、印刷及び郵送に係る費用は、その全部が本件条例所定の広報公聴活動との間に合理的関連性を有するものと認められる。

ウ したがって、打出議員の広聴広報費に係る上記支出が、条例所定経費に該当しない費用の支出であると認めることはできない。

(5) 下沢議員及び川議員の事務費について

ア 条例所定経費のうち事務費は、会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費をいうところ（本件条例2条2項及び別表）、当該経費に関する本件マニュアルの定めは、別紙6（8項及び9項⑨）のとおりであり、自動車リース代は1台分限り、按分割合2分の1及び年額60万円を上限として政務活動費を充当し得ること、他方、政党活動、選挙活動、後援会活動及び私的経費への支出は政務活動費を充当するのに適しないことが定められている。

イ 原告は、自動車リース料は、本件条例別表にいう事務費には当たらないから、条例所定経費に該当しない旨主張する。

そこで検討するに、前記前提事実によれば、令和3年度の收支報告書及び証拠書類において、下沢議員は別紙2の番号1～12記載のとおり、令和3年度中に年額92万9592円の自動車リース代を支出し、そのうち46万4796円に政務活動費を充当した旨を、川議員は別紙4の番号1～10記載のとおり、同年度中に年額72万6443円の自動車リース代を出し、そのうち35万7721円に政務活動費を充当した旨を記載したことが認められる。

議員が政務活動のための移動手段として自動車を使用する場合、これに係る経費は政務活動との間に合理的関連性を有する費用であるといえるし、それがリースによる使用にとどまる場合は、議員個人の私的な資産形成のための費用との疑いも生じないから、政務活動に使用する自動車のリース

政務活動費を充当することは違法である旨主張する。

そこで検討すると、前記前提事実及び証拠（甲8の1-14、乙1、4～7）によれば、①打出議員は令和3年度中に本件報告誌を4回発行し、そのデザイン料及び印刷代、封筒代金並びに郵送料として別紙1記載の費用を支出し、その全額に政務活動費を充当したこと、②本件報告誌は、「石川県議会議員打出喜代文 活動レポート 打出のこづち」と題する2ページ程度の文書であり、(a)議会の一般質問及び委員会審議における打出議員の質問とそれに対する答弁の要旨を記載して打出議員の活動の成果を報告するとともに、(b)打出議員の要望による地域の問題の解決事例を紹介し、「地域でお困りのこと、お気軽にご連絡ください！」として打出議員の事務所の住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを記載し、(c)上記(a)の記載部分の一角に打出議員の質問時の写真を掲載し、上記(b)の連絡を呼びかける記載とともに打出議員の上半身の写真を掲載したものであることが認められる。

上記事実によれば、本件報告誌は、打出議員の県政に関する理念、政策や議会内外におけるその実践について広く地域住民に広報し、地域の課題等について地域住民から意見・相談を募る内容のものであり、議員が県政に対する地域住民の関心を喚起向上し、県政に関する県民の要望や意見を的確に把握し、県政に反映するための広報公聴活動の手段としての意義を有する。本件報告誌中に打出議員の写真が掲載されていることは上記のとおりであるが、証拠（乙4～7）によれば、その誌面に占める面積は小さく、議会報告及び意見募集の記載に付随する限度を超えて、専ら打出議員個人の宣伝等にわたるものとまでは認められない。

広聴広報活動は、同時に議員自身の宣伝としての効果を一定程度有することは否定できないものの、上記のような本件報告誌の内容に照らせば、当該効果も本来の広報広聴活動に付随するものにとどまるものというこ

代は、本件条例所定の事務費に当たるといえる。もっとも、議員の活動は、政務活動のほかにも政党活動や後援会活動など多岐にわたり、これらの政務活動外の活動のために当該自動車が使用されることも避け難いところ、自動車に係る経費は、通常、一定期間の利用に対する対価又は経費という形で生ずるものであって、個々の政務活動との直接的な対応関係を明らかにすることは事実上困難であるから、政務活動費を充当し得る事務費の額は、実費に対して適切な按分計算をして算出することが相当である。自動車リース代につき按分割合2分の1を上限として政務活動費の充当を認める本件マニュアルの定めは、上記の観点から合理的なものということができ、下沢議員及び川議員は、上記定めに従って自動車リース代の一部に政務活動費を充当したものである。

そして、自動車リース代のうち上記部分の費用が条例所定経費に該当しないと認めるためには、原告において、当該自動車につき当該部分に対応する政務活動のための使用の実態がないことを推認させる一般的、外形的事実を主張立証することを要することとなるが、そのような主張立証はないから、結局、上記支出が条例所定経費に該当しない費用の支出であると認めることはできない。

(6) 下沢議員及び川議員の人工費について

ア 条例所定経費のうち人工費は、会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費をいうところ、当該経費に関する本件マニュアルの定めは別紙6（8項及び9項⑩）のとおりであり、政務活動補助職員に対する給与等の実費を対象とすること、按分充当をする場合、職員が雇用する職員については按分割合2分の1及び月額15万円を上限とすること、他方、政党組織の事務所の設置維持経費（人工費を含む。）は政務活動費を充当するのに適しないことなどが定められている。

イ 原告は、上記支出につき、議員の政務活動を補助するために雇用された

ことを証する文書（雇用契約書等）が收支報告書とともに提出されていないから、条例所定経費に該当しない費用の支出である旨を主張する。

しかし、本件条例9条4項は証拠書類として政務活動費の支出の事実を裏付ける書面の写しの提出を求めていると解され、当該支出が条例所定経費であることを証する書面の写しの提出を求めているものとまでは解されないこと、したがって、当該書面が議長に提出されていないことは当該支出が条例所定経費に該当しない費用の支出であることを推認させる一般的、外形的事実に当たらないことは、前記(2)において認定説示したとおりであるから、原告の主張は、採用することができない。

なお、前記前提事実並びに証拠（甲10の1-12、12の1-12、乙1
1、12）及び弁論の全趣旨によれば、下沢議員は令和3年度中に業務内
容を「政務調査補助用務、後援会活動補助用務」として職員を雇用し、同
職員に対する給与月額30万円（年額360万円）を支出し、うち15万
円（年額180万円）に政務活動費を充当したこと、川議員は同年度中に
業務内容を「政務活動に関する業務及び秘書業務全般」として職員を雇用
し、同職員に対する給与月額30万4200円（年額365万0400円）
を支出し、うち15万円（年額180万円）に政務活動費を充当したこと
が認められるところ、両職員とも、政務活動の補助業務とそれ以外の業務
を兼務する職員であったことがうかがわれるから、当該職員に係る人件費
については、政務活動補助業務に対応する分につき適切に按分計算をした
上で政務活動費を充当することが相当である。もっとも、上記事実によれば、
下沢議員及び川議員は、本件マニュアルに従い、按分割合2分の1及び
月額15万円を充当額の上限として人件費の一部に政務活動費を充当し
ているところ、人件費のうち上記部分が条例所定経費に当たらないと認め
るために、原告において、当該職員が、上記部分の給与額に相当する政
務活動補助業務に従事した実態がないことを推認させる一般的、外形的事

実の主張立証がされる必要がある。しかし、そのような主張立証はないから、上記事情を考慮したとしても、結局、条例所定経費に該当しない費用の支出に政務活動費が充当されたものと認めることはできない。

(7) 小括

以上のとおり、本件各支出のうち別紙1～5の「充当額」欄記載の部分は、いずれも条例所定経費に該当しない費用の支出であるとは認められないから、当該部分に関し、被告が本件各議員に対する不当利得の返還及び遅延損害金の支払の請求を怠っているとは認められない。

原告がその他に主張する点は、いずれも上記判断を左右しない。

10 2 結論

以上によれば、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

金沢地方裁判所民事部

15

裁判長裁判官

土屋毅



20

裁判官

中嶋万紀子



25

裁判官

塩島なつ美



(別表)

| 番号 | 議員氏名 | 違法支出額合計 | 費目の内訳 | 対応する別紙 |
|----|-----------------|-----------|-------|--------|
| 1 | 打出喜代文 【打出議員】 | 311万1843円 | 広聴広報費 | 別紙1 |
| 2 | 下沢佳充 【下沢議員】 | 226万4796円 | 事務費 | 別紙2 |
| | | | 人件費 | 別紙3 |
| 3 | 川裕一郎 【川議員】 | 215万7721円 | 事務費 | 別紙4 |
| | | | 人件費 | 別紙5 |

(注) 「議員氏名」欄中の【】内の記載は、本判決における略称である。

打出喜代文議員 広聴広報費

| 番号 | 支出年月日 | | | 支出証拠 | 支出内容 | (円) | (円) | (円) |
|----|-------|----|----|------|----------------------|-----------|-----------|---------|
| | 年 | 月 | 日 | | | 支出額 | 充当額 | 違法額 |
| 1 | 3 | 4 | 30 | ※ | < 有限会社 ライターハウス > | 119,680 | 119,680 | 119,680 |
| 2 | 3 | 4 | 30 | 領収書 | 活動レポート N o. 8 40/46 | 88,000 | 88,000 | 88,000 |
| 3 | 3 | 5 | 13 | 領収書 | 郵送料金 3,302通 & 3,346通 | 522,110 | 522,110 | 522,110 |
| 4 | 3 | 6 | 23 | 領収書 | 長3封筒 | 127,820 | 127,820 | 127,820 |
| 5 | 3 | 8 | 10 | ※ | < 有限会社 ライターハウス > | 119,680 | 119,680 | 119,680 |
| 6 | 3 | 8 | 12 | 領収書 | 活動レポート 9 10,000枚 | 88,000 | 88,000 | 88,000 |
| 7 | 3 | 8 | 24 | 領収書 | 郵送料金 3,266通 & 3,299通 | 515,534 | 515,534 | 515,534 |
| 8 | 3 | 11 | 16 | ※ | < 有限会社 ライターハウス > | 119,680 | 119,680 | 119,680 |
| 9 | 3 | 11 | 17 | 領収書 | 打出喜代文活動レポート 1-0 | 88,000 | 88,000 | 88,000 |
| 10 | 3 | 11 | 19 | 領収書 | 郵送料金 3,179通 & 3,245通 | 504,647 | 504,647 | 504,647 |
| 11 | 4 | 1 | 27 | 領収書 | 長3封筒 12,000枚 | 109,560 | 109,560 | 109,560 |
| 12 | 4 | 2 | 1 | ※ | < 有限会社 ライターハウス > | 119,680 | 119,680 | 119,680 |
| 13 | 4 | 2 | 1 | 領収書 | 活動レポート 1-1 10,000枚 | 88,000 | 88,000 | 88,000 |
| 14 | 4 | 2 | 7 | 領収書 | 郵送料金 3,164通 & 3,220通 | 501,452 | 501,452 | 501,452 |
| | | | | | | 3,111,843 | 3,111,843 | |

※ : 政務活動費支出証明書 【 領収金受取書(兼手数料受取書) / 領収付書(兼手数料受取書) ろうきん】

別紙 2

下沢佳充議員 事務費

| 番号 | 支出年月日 | | | 支出証拠 | 支出内容 | 支出額 | (円) | (円) | (円) |
|----|-------|----|----|------|-------------|---------|---------|--------|-----|
| | 年 | 月 | 日 | | | | | | |
| 1 | 3 | 4 | 30 | ※※ | 自動車リース代4月分 | 77,466 | 38,733 | 38,733 | |
| 2 | 3 | 5 | 31 | ※※ | 自動車リース代5月分 | 77,466 | 38,733 | 38,733 | |
| 3 | 3 | 6 | 30 | ※※ | 自動車リース代6月分 | 77,466 | 38,733 | 38,733 | |
| 4 | 3 | 8 | 2 | ※※ | 自動車リース代7月分 | 77,466 | 38,733 | 38,733 | |
| 5 | 3 | 8 | 31 | ※※ | 自動車リース代8月分 | 77,466 | 38,733 | 38,733 | |
| 6 | 3 | 9 | 30 | ※※ | 自動車リース代9月分 | 77,466 | 38,733 | 38,733 | |
| 7 | 3 | 11 | 1 | ※※ | 自動車リース代10月分 | 77,466 | 38,733 | 38,733 | |
| 8 | 3 | 11 | 30 | ※※ | 自動車リース代11月分 | 77,466 | 38,733 | 38,733 | |
| 9 | 4 | 1 | 4 | ※※ | 自動車リース代12月分 | 77,466 | 38,733 | 38,733 | |
| 10 | 4 | 1 | 31 | ※※ | 自動車リース代1月分 | 77,466 | 38,733 | 38,733 | |
| 11 | 4 | 2 | 28 | ※※ | 自動車リース代2月分 | 77,466 | 38,733 | 38,733 | |
| 12 | 4 | 3 | 31 | ※※ | 自動車リース代3月分 | 77,466 | 38,733 | 38,733 | |
| | | | | | | 464,796 | 464,796 | | |

※※ 政務活動費支出証明書

別紙 3

下沢佳充議員 人件費

| 番号 | 支出年月日 | | | 支出証拠 | 支出内容 | 支出額 | (円) | (円) | (円) |
|----|-------|----|----|------|--------|-----------|-----------|---------|-----|
| | 年 | 月 | 日 | | | | | | |
| 1 | 3 | 4 | 26 | 領収証 | 4月分給与 | 300,000 | 150,000 | 150,000 | |
| 2 | 3 | 5 | 31 | 領収証 | 5月分給与 | 300,000 | 150,000 | 150,000 | |
| 3 | 3 | 6 | 30 | 領収証 | 6月分給与 | 300,000 | 150,000 | 150,000 | |
| 4 | 3 | 7 | 30 | 領収証 | 7月分給与 | 300,000 | 150,000 | 150,000 | |
| 5 | 3 | 8 | 31 | 領収証 | 8月分給与 | 300,000 | 150,000 | 150,000 | |
| 6 | 3 | 9 | 30 | 領収証 | 9月分給与 | 300,000 | 150,000 | 150,000 | |
| 7 | 3 | 10 | 29 | 領収証 | 10月分給与 | 300,000 | 150,000 | 150,000 | |
| 8 | 3 | 11 | 30 | 領収証 | 11月分給与 | 300,000 | 150,000 | 150,000 | |
| 9 | 3 | 12 | 27 | 領収証 | 12月分給与 | 300,000 | 150,000 | 150,000 | |
| 10 | 4 | 1 | 31 | 領収証 | 1月分給与 | 300,000 | 150,000 | 150,000 | |
| 11 | 4 | 2 | 28 | 領収証 | 2月分給与 | 300,000 | 150,000 | 150,000 | |
| 12 | 4 | 3 | 31 | 領収証 | 3月分給与 | 300,000 | 150,000 | 150,000 | |
| | | | | | | 1,800,000 | 1,800,000 | | |

別紙 4

川 裕一郎議員 事務費

| 番号 | 支出年月日 | | | 支出証拠 | 支出内容 | 支出額 | (円) | (円) | (円) |
|----|-------|----|---|------|----------------|---------|---------|--------|-----|
| | 年 | 月 | 日 | | | | 充当額 | 違法額 | |
| 1 | 3 | 5 | 6 | ※※ | <トヨタファイナンス(株)> | 69,043 | 29,021 | 29,021 | |
| 2 | 3 | 6 | 2 | ※※ | <トヨタファイナンス(株)> | 67,300 | 33,650 | 33,650 | |
| 3 | 3 | 7 | 2 | ※※ | <トヨタファイナンス(株)> | 67,300 | 33,650 | 33,650 | |
| 4 | 3 | 8 | 2 | ※※ | <トヨタファイナンス(株)> | 67,300 | 33,650 | 33,650 | |
| 5 | 3 | 9 | 2 | ※※ | <トヨタファイナンス(株)> | 67,300 | 33,650 | 33,650 | |
| 6 | 3 | 10 | 4 | ※※ | <トヨタファイナンス(株)> | 67,300 | 33,650 | 33,650 | |
| 7 | 3 | 11 | 2 | ※※ | <トヨタファイナンス(株)> | 67,300 | 33,650 | 33,650 | |
| 8 | 4 | 1 | 4 | ※※ | <トヨタファイナンス(株)> | 126,800 | 63,400 | 63,400 | |
| 9 | 4 | 2 | 2 | ※※ | <トヨタファイナンス(株)> | 63,400 | 31,700 | 31,700 | |
| 10 | 4 | 3 | 2 | ※※ | <トヨタファイナンス(株)> | 63,400 | 31,700 | 31,700 | |
| | | | | | | 357,721 | 357,721 | | |

※※：政務活動費支出証明書

別紙 5

川 裕一郎議員 人件費

| 番号 | 支出年月日 | | | 支出証拠 | 支 出 内 容 | 支出額 | (円) 充當額 | (円) 違法額 |
|----|-------|----|----|------|--------------------|-----------|-----------|---------|
| | 年 | 月 | 日 | | | | | |
| 1 | 3 | 5 | 10 | 領収書 | 4月分給与（内交通費4,200円） | 304,200 | 150,000 | 150,000 |
| 2 | 3 | 6 | 10 | 領収書 | 5月分給与（内交通費4,200円） | 304,200 | 150,000 | 150,000 |
| 3 | 3 | 7 | 9 | 領収書 | 6月分給与（内交通費4,200円） | 304,200 | 150,000 | 150,000 |
| 4 | 3 | 8 | 10 | 領収書 | 7月分給与（内交通費4,200円） | 304,200 | 150,000 | 150,000 |
| 5 | 3 | 9 | 10 | 領収書 | 8月分給与（内交通費4,200円） | 304,200 | 150,000 | 150,000 |
| 6 | 3 | 10 | 8 | 領収書 | 9月分給与（内交通費4,200円） | 304,200 | 150,000 | 150,000 |
| 7 | 3 | 11 | 10 | 領収書 | 10月分給与（内交通費4,200円） | 304,200 | 150,000 | 150,000 |
| 8 | 3 | 12 | 10 | 領収書 | 11月分給与（内交通費4,200円） | 304,200 | 150,000 | 150,000 |
| 9 | 4 | 1 | 7 | 領収書 | 12月分給与（内交通費4,200円） | 304,200 | 150,000 | 150,000 |
| 10 | 4 | 2 | 10 | 領収書 | 1月分給与（内交通費4,200円） | 304,200 | 150,000 | 150,000 |
| 11 | 4 | 3 | 10 | 領収書 | 2月分給与（内交通費4,200円） | 304,200 | 150,000 | 150,000 |
| 12 | 4 | 4 | 8 | 領収書 | 3月分給与（内交通費4,200円） | 304,200 | 150,000 | 150,000 |
| | | | | | | 1,800,000 | 1,800,000 | |

石川県政務活動費運用基準 (マニュアル)

【政務調査費】

平成21年4月(制定)

平成24年4月(改訂)

【政務活動費】

平成25年4月(改訂)

平成26年4月(改訂)

平成29年4月(改訂)

令和2年4月(改訂)

石川県議会

目 次

| | | |
|-----|------------------------|----|
| 1 | 政務活動費の概要 | 1 |
| 2 | 経費の範囲及び使途基準 | 1 |
| 3 | 支出年度区分などの考え方 | 2 |
| 4 | 交付等の手続 | 3 |
| 5 | 証拠書類の整理・保管 | 4 |
| 6 | 収支報告書等の提出 | 7 |
| 7 | 調査・相談体制 | 9 |
| 8 | 政務活動費を充当するのに適しない例 | 10 |
| 9 | 政務活動費使途基準表 | 13 |
| 10 | 提出様式 | 20 |
| (1) | 収支報告書（条例別記様式） | |
| (2) | 政務活動報告書（様式1） | |
| (3) | 政務活動費集計表（様式1（付表1）） | |
| (4) | 政務活動費月計表（様式1（付表2）） | |
| (5) | 領収書添付枠・政務活動費支出証明書（様式2） | |
| (6) | 県外等政務活動結果報告書（様式3） | |
| (7) | 海外政務活動結果報告書（様式4） | |
| (8) | 収支報告書修正書（様式5） | |
| 11 | 記載例 | 30 |
| 12 | 条例・規程 | 40 |

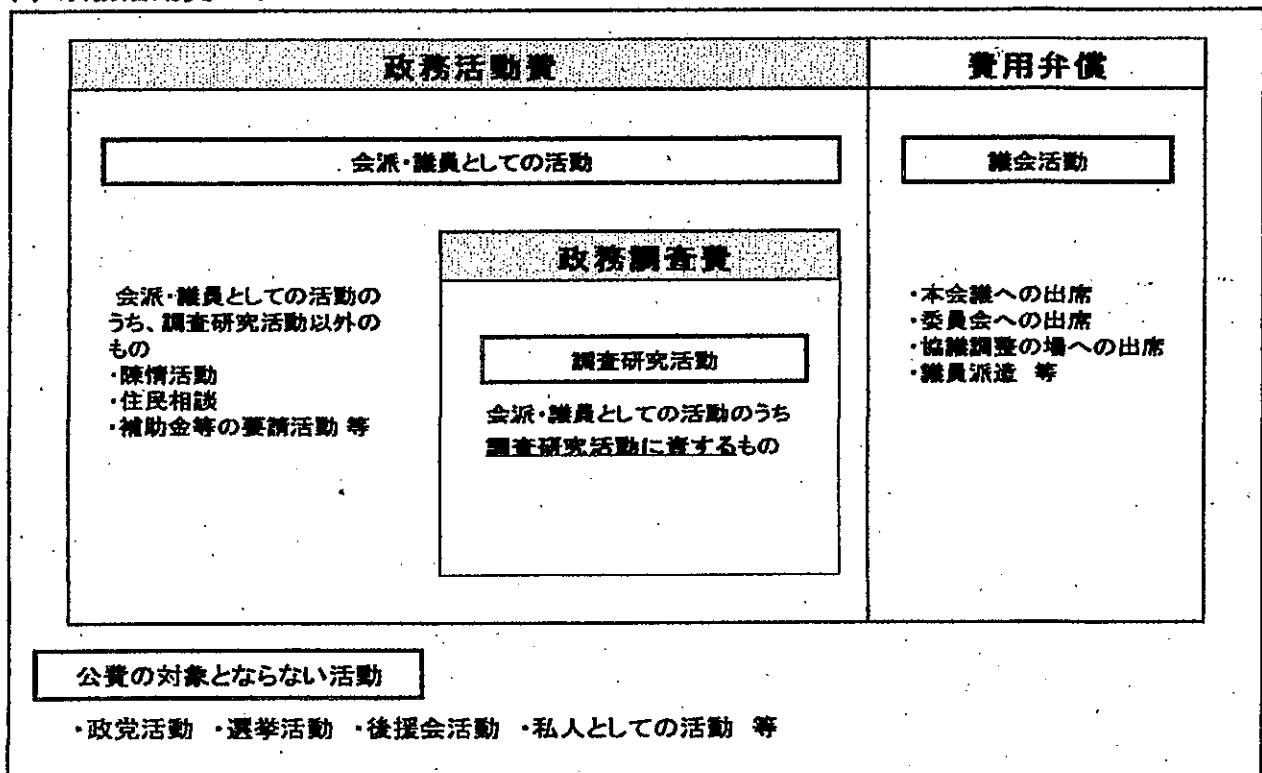
1 政務活動費の概要

(1) 政務調査費から政務活動費へ

第180回通常国会(平成24年)に提出された「地方自治法の一部を改正する法律案」に対し、国会において、現在の「政務調査費」を「政務活動費」とする修正がなされ成立した。

同修正により、政務調査費については、①名称を「政務活動費」に、交付の名目を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、②政務活動費を充てることができる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとし、③議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする、とされた。

(2) 政務活動費のイメージ



2 経費の範囲及び使途基準

政務活動費に充当できるのは、条例第二条に掲げる「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」であり、議員の職責・職務を果たすため、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とし、その使途基準は、P13「政務活動費使途基準表」のとおりとする。

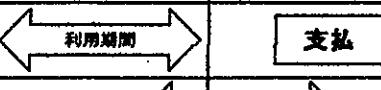
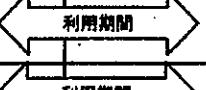
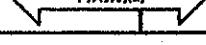
3 支出年度区分などの考え方

(1) 年度をまたぐ支出

原則として、現金主義（支出した時期によって区分）によるものとしますが、毎月発生する光熱水費や電話料、賃借料などの継続的な経費等は、現年度又は翌年度のいずれに計上してもよいものとする。

ただし、現年度に計上する場合は、翌年度の4月30日までに支払を完了する必要がある。

なお、年度によってその取扱いを変更し、1会計年度の政務活動費に13箇月分を計上することはできない。

| | 現年度 | | 翌年度 | | 年度区分 |
|------|--|---|--|----|----------|
| | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | |
| ケース1 |  | 支払 |  | | 現年度 |
| ケース2 |  | | 支払 | | 現年度又は翌年度 |
| ケース3 |  | | | 支払 | 翌年度 |
| ケース4 | |  | 支払 | | 翌年度 |

※ケース2で年度区分を現年度とする場合の記載例P33参照

(2) 前金の支出

年間購読料など、前金払の性格を有するものは、実際に契約が履行された年度の政務活動費に計上するものとする。

（例1）1年間（1月から12月）の購読料を1月に前払した場合は、当該履行を確認したうえで、年度別に区分し、「1～3月分まで」を現年度の政務活動費で計上し、「4月～12月分まで」を翌年度の政務活動費に計上するものとする。

（領収書は2箇年度使用します。いずれの場合も、領収書添付様式には、「○年○月～○年○月分として」と記載するものとする。）

（例2）翌年度に実施する海外視察調査の経費を、現年度に前金として支払った場合は、当該履行を確認したうえで、翌年度の政務活動費に計上するものとする。

※記載例P33参照

(3) 会派が消滅又は議員でなくなった場合

会派が消滅した場合又は所属議員が任期満了、辞職、失職、死亡、除名若しくは議会の解散により議員でなくなった場合の経費については、任期中に債務が発生し、任期後、提出期限までに支払が完了したものについては充当できるものとする。

4 交付等の手続

(1) 交付の方法

① 交付対象（条例第3条）

政務活動費は、石川県議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及びその所属議員に対し交付する。

② 政務活動費の額及び交付の方法（条例第4条）

政務活動費の額は、議員1人当たり月額30万円とする。

交付の方法は、会派ごとに、次の掲げる方法のいずれかによるものとする。

ア 会派に交付する方法

イ 議員に交付する方法

ウ 会派及び議員に交付する方法

なお、月の途中に、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月分の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。

③ 交付決定（条例第5条、6条、7条）

会派は、政務活動費の交付を受けようとするときは、議長に会派の届出をし、議長は、その届出を受けたときは、知事へ通知しなければならない。

知事は、その通知を受けたときは、当該年度における政務活動費の交付決定を行い、会派の代表者又はその所属議員に通知しなければならない。

④ 請求及び交付（条例第8条）

会派の代表者及びその所属議員は、知事から交付決定を受けた後、毎四半期の最初の月に、当該四半期分の政務活動費を知事に請求するものとする。

ただし、当該四半期の途中に議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

知事は、当該請求に基づき、速やかに政務活動費を交付するものとする。

5 証拠書類の整理・保管

(1) 整理・保管の義務（規程第7条）

会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、領収書その他の支出を証すべき書面の整理及び保管をし、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書等を提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(2) 整理・保管する証拠書類

会派の経理責任者及び議員において整理・保管しておく証拠書類は、以下のとおりとする。

なお、証拠書類には、議長へ提出が必要なものと、会派及び議員において適正に整理・保管しておくものがある。

| 会派及び議員が整理・保管する証拠書類 (5年間保存) | 議長に提出する書類 (議長が5年間保存) |
|-------------------------------|-------------------------|
| 【写しの保管】 | 【原本の提出】 |
| 収支報告書（条例別記様式） | 収支報告書（条例別記様式） |
| 【原本の保管】 | 【写しの提出】 |
| 政務活動報告書（様式1） | 政務活動報告書（様式1） |
| 政務活動費集計表（様式1（付表1）） | 政務活動費集計表（様式1（付表1）） |
| 政務活動費月計表（様式1（付表2）） | 政務活動費月計表（様式1（付表2）） |
| 領収書・支出証明書（様式2） | 領収書・支出証明書（様式2） |
| 県外等政務活動結果報告書（様式3） | 県外等政務活動結果報告書（様式3） |
| 海外政務活動結果報告書（様式4） | 海外政務活動結果報告書（様式4） |
| 預金通帳、貯金通帳 | |
| 賃貸借契約書 | |
| 雇用契約書 | |
| 委託契約書・成果物 | |
| その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類など | |

① 政務活動報告書

日々の政務活動の状況について、「政務活動報告書」（様式1）を作成すること。

なお、政務活動報告書は、収支報告書作成の基となるため、漏れのないように記載すること。

② 領収書

領収書については、「領収書添付枠」(様式2)に貼り付けること。

領収書の記載事項

政務活動費に充当する支出に係る領収書については、下記の事項の記載を求めるものとする。なお、紙面等の関係上領収書に記載ができない場合には、請求書又は納品書を併せて添付し、内容を明らかにするものとする。

① あて名（原則：議員本人名）

② 金額

③ 発行（受領）年月日

④ 発行者（受領者）、発行者印（レシートを除く。）

⑤ 内容（領収書但し書きに記載を求めるもの。紙面上の制約がある場合は納品書を添付）

※ レシート等の場合で内容が記載されていない場合は、領収書貼付用紙の余白に記載すること。

※ 会派及び議員が行う県政報告会などの会議の場合は、開催案内文の写しを添付すること。

③ 支出証明書

領収書を徴しがたい場合は、様式2下段「政務活動費支出証明書」欄に記入すること。

支出証明書によることができる支出

領収書の添付を原則とするが、次の支出については支出証明書による報告を可能とする。

① 運賃等（自動券売機で購入する切符代、路線バス運賃）

② その他（預金口座引き落としによる支出等）

※ 預金口座引き落としにより支払いがなされる場合は、当該引き落としを証する預金通帳の写し（該当部分のみ）を添付すること。

④ 県外等政務活動結果報告書

次に掲げる政務活動については、「県外等政務活動結果報告書」(様式3)を作成すること。

ア 富山県及び福井県を除く県外における政務活動

イ 石川県、富山県及び福井県における宿泊を伴う政務活動

⑤ 海外政務活動結果報告書

海外における政務活動については、「海外政務活動結果報告書」(様式4)を作成すること。

6 収支報告書等の提出

(1) 提出に関する手続等

① 提出書類（条例第9条）

会派の代表者及びその所属議員は、収支報告書及びその報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写しを議長に提出しなければならない。

② 提示書類

①の提出書類に併せて、賃貸借契約書、雇用契約書など保管する証拠書類を提示すること。

③ 提出等の期限（条例第9条）

ア 年度分

交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

イ 会派が消滅した場合又は議員が任期満了、辞職、失職、死亡、除名若しくは議会の解散により議員でなくなった場合

会派が消滅した日又は議員でなくなった日の属する月までの分を、その日の翌日から起算して30日以内に提出しなければならない。

④ 提出後の修正

提出した収支報告書に修正がある場合は、速やかに収支報告書修正書（様式5）並びに修正後の収支報告書及び関係書類を議長に提出しなければならない。

⑤ 残余額の返還（条例第10条）

会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、残余額を知事に返還しなければならない。

(2) 閲覧（条例第11条第2項、3項、規程第8条）

次のとおり、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中に行うものとする。

① 前記③により提出された書類は、提出期限の翌日から起算して90日を経過した日の翌日から閲覧を行うものとする。

② ④により提出された書類については、提出後、速やかに閲覧を行うものとする。

(3) インターネットによる公開

収支報告書（条例別記様式）は、閲覧に併せ議会ホームページで公開する。

7 調査・相談体制

(1) 議長の調査（条例第12条）

政務活動費の適正な運用を期するため、議長は、会派及びその所属議員から提出された収支報告書等を必要に応じ調査するものとする。

(2) 外部有識者による検証・相談体制

政務活動費の適正な運用を期するため、使途基準等の考え方等について専門的な知見が必要とする場合、複数の外部有識者による検証・相談を実施するものとする。

8 政務活動費を充当するのに適しない例

◇ 政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 党大会への出席
- ・ 県連(政党等)活動
- ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席
- ・ 政党的広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 政党组织の事務所の設置維持経費(人件費を含む)
- ・ 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等
- ・ 政党的役員経費(専従役員に対する給与、各種手当等)等政党の経費

◇ 選挙活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成
- ・ 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費(公認推薦料、陣中見舞い等)

◇ 後援会活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 後援会活動としての報告会等の開催経費

◇ 私的経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席
- ・ 慶弔賀別費等(病気見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費)
- ・ 冠婚葬祭などの出席(葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等)
- ・ 宗教活動(檀家総代会、報恩講、宮参り等)
- ・ 私的用務による観光、レクリエーション、旅行
- ・ 親睦会、レクリエーション等への参加のための経費

« 科目別 »

＜会議費＞

次の経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

- ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合
 - ・ バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費
 - ・ 議員が他の団体(農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等)の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席
 - ・ 公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食
- 〔例 「公職選挙法」(第199条の2)]
寄附に該当する経費
(お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供)

＜事務所費＞

次の経費への支出は資産形成(政務活動に対して関連性及び有用性がないもの並びに社会通念上高額なもの等)と憶測されるので政務活動費を充当するのに適しない。

- ・ 事務所購入費
- ・ 事務所に掲示する高額な絵画等の美術品・装飾品
- ・ 政務活動を行う事務所としての使用目的から判断して必要な機能を超えた備品等の設置

《会費として支出するのに適しない例》

次の会費は、政務活動費として支出するのは不適当と思われる。

- ・団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費

- ・個人の立場で加入している団体などに対する会費等

[例]

町内会費、公民館費、壮年会費、P.T.A会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブの会費等

- ・政党(県連)本来の活動にともなう党大会、党費、党大会賛助金等

- ・議会内の親睦団体(議員野球部、ゴルフ部等)の会費

- ・他の議員の後援会や政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費

- ・宗教団体の会費

- ・冠婚葬祭の経費(結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等)

- ・飲食・会食を主目的とする各種会合の会費

9 政務活動費使途基準表

| 項目 | ①【調査研究費】 | | |
|----------------------------|--|---|--|
| | 会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費 | 支出費目 | |
| ① 調 査 研 究 費 | 主な支出費目の例 | 内 容 | 使途基準の考え方 |
| | 交通費 | JR、私鉄、バス、地下鉄、航空機、船舶 タクシー等(緊急の場合、公共交通機関が不便であるなど合理的な理由がある場合) レンタカー 高速道路等利用料、駐車料金 | <p><input type="radio"/> 実費 交通費は実費であることが原則であるが、特にタクシー等の場合は、他の交通手段がないなど社会通念上妥当であるかにより判断すべきと考える。</p> <p>* 親族(配偶者等)が随行する場合は、必要性(介助など)を明確にする必要がある。 なお、親族に係る経費は充当できない。 (宿泊料の充当も同様に不可)</p> |
| | | 自家用車利用経費 (ガソリン代) | <p>① 走行距離で核算する場合 1Km当たり 37円 (本県応招旅費の現行単価)</p> <p>② 指定する場合 1台限り、1/3以内 (この場合は一括して③事務費に計上) ※ 年間を通じて、①、②どちらかの方法を選択</p> |
| | | 日当 | <input type="radio"/> 充當不可 |
| | 宿泊料 (国内の場合) | 1泊2食、冷暖房費、サービス料、消費税など | <p><input type="radio"/> 実費とし、費用弁償の額を上限とする。 ただし、合理的な理由によりこれを越えて充當する必要がある場合は、様式2の領収書添付件の余白にその理由を記載する。(調査研究活動上の必要性及び社会通念に照らして妥当な範囲で計上すること。)</p> <p>甲地 14,800円(注1) 乙地 13,300円(注2)</p> <p>(注1)甲地 さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市</p> <p>(注2)乙地は上記以外の地域</p> |
| | 借上料 | 会場借上料 機材借上料 | <input type="radio"/> 実費 |
| | 印刷製本費 | 資料印刷費 (コピー代含む) | <input type="radio"/> 実費 |
| | 通信運搬費 | 文書通信費 (郵便料等) | <input type="radio"/> 実費 文書通信費には、調査研究のためのファックス、電子メール等紙媒体以外の通信も含む。(他の経費についても同じ) |
| | 講師謝金等 | 謝金等 | <input type="radio"/> 実費 (運転手への謝礼も含む) |
| | 委託料 | 業務委託料 (調査委託料など) | <input type="radio"/> 実費 調査委託には、外部の研究機関等に対する委託と会派構成議員に対する委託が含まれる。 |

| 主な支出費目の例 | 内 容 | 使途基準の考え方 |
|----------|---|---|
| 会費等 | 会費についての考え方については、12頁「会費として支出するのに適しない例」を参照 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 実費 (ただし、飲食を伴う場合は5,000円以内) ・各種議員連盟の会費など <p>議連も含め会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものであるかがます基準になる。 また、経営者としての資格等、個人的資格要件で加入している団体(例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等)の会費については適当ではない。</p> <p>・国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員同士の懇談会は不可</p> |
| 消耗品費 | 事務用消耗品 看板製作代 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 実費 |
| 食糧費 | 飲食代、弁当代 ・会派及び議員主催の会議等での提供 ・調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある ※ 公職選挙法に抵触しないことが前提 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 実費 ・5,000円以内(1人当たり) <p>公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められること、を前提とした上で、政務活動としての会議との一体性・関連性が必要である。</p> <p>・飲食店舗等における飲食は不可 (飲食店舗とは、バー、クラブ、スナック、パブ、居酒屋、ビヤガーデン、割烹、懷石料理、うなぎ、しゃぶしゃぶ、すし、回転すし、ふぐ、かに、そば、うどん、お好み焼きその他の和食の店、天ぷら、とんかつ、ラーメン店、中華料理店、韓国料理、焼肉店、洋食レストラン(ホテル内のレストラン、イタリアレストラン、ファミリーレストラン等)等</p> <p>・主催者分(会派及び議員)の経費は不可</p> |
| | 茶菓子等 ・会派及び議員主催の会議等での茶菓子提供 ・調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある ※ 公職選挙法に抵触しないことが前提 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 実費 ・1,000円以内(1人当たり) <p>・茶菓子等とは、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子</p> |

| | | | |
|---------------|--|--|---|
| | ②【研修費】 | | |
| 項目 | 1 会派及び議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への会派の所属議員並びに会派及び議員の雇用する職員の参加に要する経費 | | |
| | 支出費目 研修参加費、交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、講師謝金等、委託料、会費等、消耗品費、食糧費 等 | | |
| ② 研修費 | 主な支出費目の例 | 内 容 | 使途基準の考え方 |
| | 研修参加費 | 研修会、講演会等へ参加する際の負担金、参加費等 | ○ 実費 「研修会、講演会等」の「等」には、シンポジウム、セミナー、講座などを含む。 |
| | 交通費 | | 前記の①調査研究費の基準に同じ |
| | 食糧費 | | |
| | ③【広聴広報費】 | | |
| 項目 | 会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費 | | |
| | 支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、委託料、消耗品費、食糧費 等 | | |
| ③ 広聴広報費 | 主な支出費目の例 | 内 容 | 使途基準の考え方 |
| | 交通費 | | 前記の①調査研究費の基準に同じ |
| | 通信運搬費 | 文書通信費(郵便料等) インターネット接続料 ホームページのプロバイダ利用料 | ・「広聴」は、幅広く県民、地域住民等から意見を聴取することを想定している。 ・「県政に関する政策等」の「等」は、会派の政策、議員の政策・理念、国政の課題などを含むものである。 ・会場を借りて県政報告会や広聴を行う場合の会場費や機材借上費も対象となる。 ・広報紙やホームページ等の作成を外部委託することも対象となる。 |
| | 委託料 | 業務委託料 | |
| | 消耗品費 | 事務用消耗品 看板製作代 | |
| | 食糧費 | | |
| | ④【要請陳情等活動費】 | | |
| 項目 | 会派及び議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費 | | |
| | 支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費 等 | | |
| ④ 要請陳情等活動費 | 主な支出費目の例 | 内 容 | 使途基準の考え方 |
| | 交通費 | | 前記の①調査研究費の基準に同じ |
| | 通信運搬費 | | ・「要請陳情活動」は、地域のための予算獲得や、県政の課題解決のための中央省庁、国会議員等に対する要請陳情活動などが想定される。 ・「住民相談」は、住民から個別に相談を受けることを想定しており、予め日時場所等を特定して開催する「住民相談会」(⑤会議費)とは区別している。 ・「要請陳情活動、住民相談等」の「等」は、要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など住民の意思を把握する活動を広く含むものである。 |

| | | | |
|--------------------------------|---|---|--|
| 項目 | ⑤【会議費】 | | |
| | 1 会派及び議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加及び議員の参加に要する経費 | | |
| ⑤ 会 議 費 | 支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、講師謝金等、委託料、会費等、消耗品費、食糧費 等 | | |
| | 主な支出費目の例 | 内 容 | 使途基準の考え方 |
| 交通費 食糧費 | | | 前記の①調査研究費の基準と同じ 1 会派及び議員が主催 ・「各種会議」には、勉強会、政策立案のための会議のほか、会派としての庶務的事項を協議決定するための会議や議員の各種打合せのための会議も含まれる。 ・「各種会議、住民相談会等」の「等」は、各種会合、式典などを含む趣旨である。 2 団体等が主催 ・県政に関する各種会合、式典(学校の竣工式、道路の開通式、入学式、表彰式、各種の発会式等)への議会を代表しての参加が公務災害でいう公務として認められることとの均衡上、公務として認められるものと同内容の各種会合、式典への出席は認められる。 ・「意見交換会等」の「等」は、各種会合、式典などを含む趣旨である。 ・「団体等」の「等」は、企業、学校、個人などを含むものである。 |
| 項目 | ⑥【資料作成費】 | | |
| 会派及び議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 | | | |
| ⑥ 資 料 作 成 費 | 支出費目 印刷製本費、委託料、消耗品費 等 | | |
| | 主な支出費目の例 | 内 容 | 使途基準の考え方 |
| | 印刷製本費 委託料 消耗品費 | 印刷製本代 コピー料 原稿料 業務委託料 事務用消耗品 | ○ 実費 資料作成を外部に委託することも対象となる。 |

| 項目 | ⑦【資料購入費】 会派及び議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---|--|--|-----------------------|-----|--|--|-----|--------|-----|-----------|----|----|----|---------------------|-----|-----|-----|-----------------|-----|--|--|-----------------------------|-----|--|
| | 支出費目 書籍購入費、新聞等購入費 等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦ 資 料 購 入 費 | 主な支出費目の例 | 内 容 | 使途基準の考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 書籍購入費 | 専門図書、DVD、CD-R OM | <p>○ 実費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「図書、資料等」の「等」は、電子書籍や新聞の電子版など電子データも含む趣旨である。 ・「購入、利用等」の「等」は、会員制のオンラインサービスから情報提供を受ける場合の会費(年会費・月会費等)などを含む趣旨である。 ・同窓会名簿、映画DVDは不可 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑧ 事 務 所 費 | 新聞等購入費 | 新聞 雑誌(真に必要と認められるもの) 有料データベース利用料 | <p>○ 実費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1紙(誌)当たり1部購入可 ただし、会派が購読する新聞は、1紙当たり3部以内 ・大衆週刊誌・スポーツ新聞は不可(調査研究との関連性に特別の事情がある場合以外) ・所属する政党の機関紙(誌)は不可 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ⑧【事務所費】 議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 項目 | 支出費目 事務所借上料、光熱水費 等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 主な支出費目の例 | 内 容 | 使途基準の考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑧ 事 務 所 費 | 事務所借上料 | 事務所としての要件 〔全国議長会〕 ・外形上の形態がある (看板・表示等) ・事務所としての機能がある (事務入・出、応接入・出、事務用備品等) ・連絡機能が整っている | <p>○ 実費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・充当額は事務所の形態に応じて判断し、下記基準を上限とする その際、事務所費の充当は、活動実績に応じて合理的に説明可能な範囲で按分割合を適用すること ・事務所としての外形及び機能を備えていること ・賃借の場合、原則として議員が契約者となっていること ・契約書等、確認可能な書類を議員が保管すること ・議員本人及び生計を一にする親族等が所有する建物への賃借料は不可 ・議員の関連する会社が所有する建物への賃借料は不可 (関連する会社とは、議員が役員に就任している企業又は、議員が過半数以上の株主であるなど實質的に支配していると認められる企業) ・政務活動に資する事務所の設置及び管理が対象となる。 ・後援会等との賃借契約については、次のような条件が必要 ①原則議員が契約主体である。 ②契約書を作成し、銀行振込や領収書等の証拠書類がある。 ③後援会等の会計処理上収入として計上され適切に処理されている。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 光熱水費 | | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)</th> <th colspan="3">費 目</th> </tr> <tr> <th>光熱費</th> <th>上下水道代金</th> <th>賃借料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政務活動専用事務所</td> <td>全額</td> <td>全額</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>政務活動事務所 +政治団体事務所</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>政務活動事務所 +住居等</td> <td>1/2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>政務活動事務所 +政治団体事務所 +住居等</td> <td>1/3</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 事務所の形態 (事務所が兼ねる機能) | 費 目 | | | 光熱費 | 上下水道代金 | 賃借料 | 政務活動専用事務所 | 全額 | 全額 | 全額 | 政務活動事務所 +政治団体事務所 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | 政務活動事務所 +住居等 | 1/2 | | | 政務活動事務所 +政治団体事務所 +住居等 | 1/3 | |
| 事務所の形態 (事務所が兼ねる機能) | 費 目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 光熱費 | 上下水道代金 | 賃借料 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政務活動専用事務所 | 全額 | 全額 | 全額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政務活動事務所 +政治団体事務所 | 1/2 | 1/2 | 1/2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政務活動事務所 +住居等 | 1/2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 政務活動事務所 +政治団体事務所 +住居等 | 1/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|------------------|---|---|--|
| ⑨ 事 務 費 | ⑨【事務費】 会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 | | |
| | 支出費目 通信運搬費、消耗品費・備品費、修繕費、リース料、ガソリン代(按分) 等 | | |
| | 主な支出費目の例 | 内 容 | 使途基準の考え方 |
| | 通信運搬費 | 固定電話・FAX回線利用料 | <input type="radio"/> 政務活動専用事務所の場合は実費 <input type="radio"/> 按分の場合 ・「⑥事務所費」の光熱費の基準と同じ |
| | | 携帯電話利用料 | <input type="radio"/> 1台限り、按分(1/2以内) |
| | | インターネット接続料 | <input type="radio"/> 按分(1/2以内) |
| | | 切手、はがき、メール便等 | <input type="radio"/> 実費 |
| | 消耗品費・備品費 | 事務用消耗品 パソコン・コピー機等の事務用機器 | <input type="radio"/> 実費 備品、消耗品については、政務活動との関連性及び有用性を有する範囲内で、政務活動費を充当することが可能である。ただし、政務活動以外の活動のためにも使用する場合は、按分することが適当であると考える。 その際、資産形成に資するがないよう留意する必要がある。 |
| | | 電話・FAX等の通信機器 机、椅子 | <ul style="list-style-type: none"> ・取得価格1件10万円以内のもの ただし、パソコンは取得価格15万円以内、 コピー機は取得価格60万円以内(按分1/2以内) |
| | | 自家用車 | <input type="radio"/> 購入は充当不可 自動車税及び維持管理費も充当不可 |
| 修繕費 | | 事務機器等の備品の修繕 (パソコン、プリンター等) | <input type="radio"/> 実費 |
| | | 事務所の修繕 | <input type="radio"/> 充當不可 |
| リース料 | | 自動車リース代 ・リース期間終了後も所有権移転しない場合に限る ・リース会社との契約に限る | <input type="radio"/> 1台限り、按分(1/2以内)かつ年間60万円を限度とする 自動車税及び維持管理費は充当不可 |
| | | コピー機等事務機器リース | <input type="radio"/> 按分(1/2以内) |
| ガソリン代(按分) | 月毎に按分して充当する場合 | | <input type="radio"/> 1台限り、1/3以内 |

| | | | |
|----------------------------|---------------------------|--|--|
| 項目 ⑩ 人 件 費 | ⑩【人件費】 | | |
| | 会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 | | |
| | 支出費目 人件費 | 主な支出費目の例 | 内 容 |
| | | | 使途基準の考え方 |
| | 人件費 | 政務活動補助職員に対する給与、賞金、手当、社会保険料。 ・勤務実態があること ・雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等を備えることが必要 ・源泉徴収票が提出されている、支払いが客観的に確認できる、雇用保険等雇用主の義務が発生する手続きが行われている等が必要 | <p>○ 実費</p> <p>・按分の場合 議員が雇用する場合は1/2以内かつ月15万円以内 会派が雇用する場合は2/3以内</p> <p>※ 議員が雇用する場合、常勤職員は1名に限り充当可 ※ 親族を雇用した場合は、充当不可 (親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族(民法725条))</p> <p>※ 会派及び議員の雇用する職員は、会派及び議員が行う政務活動の補助者として、下記の経費の対象となるので、それぞれの経費に充当する。</p> <p>(対象経費) ①調査研究費 ②研修費 ④要請陳情等活動費 ⑤会議費(会派が雇用する場合を除く)</p> |

これは正本である。

令和5年11月16日

金沢地方裁判所民事部

裁判所書記官 山 本 剛

史